

非常変災時における対応について

令和5年6月改訂版
神戸町教育委員会

1 登校前に「特別警報」や「気象に関する警報（暴風・大雨・洪水・大雪等すべての気象警報）」が発表されている場合

この時点までに解除 … 平常どおり登校

6:10

この時点で発表中 … 解除されるまで自宅待機

この間に解除（8時は含まない） … 解除後2時間を経てから授業開始

8:00

この間に解除（11時は含まない） … 食事を済ませて、午後1時までに登校

※ 調理の都合上、8時以降の決定では給食の提供ができません。

11:00

この時点で発表中 … 臨時休校

※ これ以降に解除されても登校しません。

- ・ 警報解除後に登校する場合、児童生徒は道路の交通に注意しながら登校します。学校は必要に応じて安全措置をとります。
- ・ 警報解除後も、通学路や橋の損壊、家屋や樹木の倒壊などで危険な場合、または自宅に著しい被害があった場合は、登校に及びません。
- ・ 警報が出ていない場合でも、地域の気象状況によって児童生徒の登校に危険があると認められれば、学校が自宅待機とすることがあります。

2 登校後に「特別警報」や「気象に関する警報（暴風・大雨・洪水・大雪等すべての気象警報）」が発表された場合

- ・ 警報発表中は、校内の安全な場所で待機させます。ただし、学校で気象情報や道路状況等を判断し、安全な引き渡しが可能であると認めた場合は、保護者引き渡し下校とすることもあります。その場合の対応については、学校より連絡をします。
- ・ 警報解除後に下校させる場合は、学校で通学路の安全を十分に確認した上で、必要に応じた安全措置をとり、下校させます。十分な安全が確認できない場合は、保護者引き渡し下校を行います。その場合の対応については、学校より連絡をします。
- ・ 警報が出ていない場合も、地域の気象状況によって児童生徒の帰宅が困難であると認められた場合は、同様の対応とします。

3 その他

- ・ 連絡は、各学校の「すぐーる」（緊急連絡メール）を中心に、神戸町が配信する「すぐメールごうど」（別途登録が必要です）や防災行政無線等を必要に応じて組み合わせで行います。非常変災時には、情報収集に配慮願います。